

【研究ノート】

ドキュメンタリー映画「The Cove」がもたらしたもの
2本の反論映画でも見えてこない捕鯨問題の本質を探る

佐久間 淳 子

1. はじめに

本稿では、「二項対立」「文化の対立」と捉えられ長年膠着しているように見られている捕鯨問題を、政府の統計や全国紙の世論調査結果をてがかりに、鯨類の肉の商業的価値の変化に注目して捉え直し、捕鯨論争に新たな論点を投じることを目的とする。

本学では2010年3月に、反・イルカ漁を目的とするドキュメンタリー映画「The Cove」(米国2009)の上映会が中止された。その後、同映画がアカデミー賞を受賞したことをきっかけにして、2人の日本人女性による2本のドキュメンタリー映画が制作・劇場公開されている。3本の映画が描くことのできた論点と、洗い出されることのない論点の列挙を試みる。

新たな議論の場が生まれることを願う。

2. 捕鯨問題の概観

まず、捕鯨問題を扱う上で齟齬を防ぐために、言葉の定義および国際条約と国内法での捕鯨の位置づけを確認する。

表1は、日本における鯨類の捕獲行為が鯨種・捕獲者・管轄によってどのように分類されているかをまとめたものである。

鯨類(クジラ目)は現在80数種以上が生息しているとされ、そのうち半数近くが日本周辺海域に生息している。また、体長5m前後以上をクジラと呼び、それ以下をイルカと呼ぶことが多い。

シャチやコビレゴンドウは、この境界ぐらいのサイズである。生物学的には現生種はヒゲクジラ亜目とハクジラ亜目に分類されるが、捕獲行為は主に種の大きさによって捕獲法が区別されている。また、国際捕鯨取締条約の下で組織されている国際捕鯨委員会(International Whaling committee = IWC)の分類によって、ヒゲクジラ亜目にハクジラ亜目のうちマッコウクジラとトククジラを加えて「大型鯨類」とし、それ以外を「小型鯨類」と呼ぶ。大型鯨類は、口径75mmの捕鯨砲を装備した捕鯨船(キャッチャーボート)によってしとめられ、しとめたクジラを陸上の解体場へ運ぶ方法と、解体・冷凍加工を担当する母船が船団を組んで捕獲する方法とがある。現在調査捕鯨として南極海と北西太平洋沖合で実施されているのは母船式である。

小型捕鯨業は総トン数50トン未満の船に口径50mm以下の捕鯨砲を装備した船舶を用いる。ツチクジラやコビレゴンドウ以外に、大型鯨類のなかでも小さいミンククジラも対象としている。

前者は数カ月の航海を前提とし南極海まで遠征するが、後者は岸から50海里以内(約93km。1海里=1852m)を操業範囲としている。

また、さらに小さいイルカを対象とする、突棒漁・追込漁があり、行政では「いるか漁業」と呼んでいる。

母船式捕鯨と沿岸小型捕鯨、いるか漁業は、それぞれ事業主体が異なる。鯨種によって食味も流通経路も加工法も異なるし、現在に至る経緯には利害関係もある。ひとまとめに「捕鯨」と括って

表1：日本における鯨類捕獲行為の区分（2017年現在）

対象となる鯨種	大型鯨類		小型鯨類	
	ヒゲクジラ亜目およびマッコウクジラ	ミンククジラ・クロミンククジラ	ツチクジラ	ハクジラ亜目
水産庁による区別	イワシクジラ・ニタリクジラ・ザトウクジラ・マッコウクジラ (ICJ判決後の調査計画で除外された4種)	ミンククジラ	ゴンドウ*	イルカ**
捕獲主体	捕鯨業			
捕獲手法	(一財) 日本鯨類研究所 共同船舶 (株)	(混獲)	日本小型捕鯨協会加盟社 (一社) 地域捕鯨推進協会	
海域	母船式捕鯨 領海内、公海	定置網 沿岸	小型捕鯨 沿岸	突きん棒 沿岸・浜
捕獲許可	政府特別許可 (調査捕鯨)	農水省令で許可	政府特別許可 (調査捕鯨)	県知事許可
内の位置づけ	調査副産物		調査副産物	
流通形態	冷凍		生鮮 (冷蔵)	生体捕獲→水族館などへ
2017 調査捕鯨 捕獲計画	クロミンククジラ (南半球) 333頭 イワシクジラ (北西太平洋) 134頭 ミンククジラ (北西太平洋) 43頭		鉤路・八戸ミンククジラ 80頭 網走沖ミンククジラ 47頭	

※日本政府は、国際捕鯨委員会の管轄は、次の14種＝大型鯨類＝に限られているとの見解（シロナガスクジラ、ナガスクジラ、ホッキョククジラ、セミクジラ、イワシクジラ、マッコウクジラ、ザトウクジラ、コククジラ、ニタリクジラ、ミンククジラ、クロミンククジラ、キタトッククジラ、ミナミトッククジラ、コセミクジラ）

※シロナガスクジラ・セミクジラ・コククジラ・ホッキョククジラは、生息数の減少を理由に1964年までに国際捕鯨委員会によって商業的な捕獲が禁止された。

資料：水産庁「捕鯨を取り巻く状況」など http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/w_thinking/index.html#1

論じるべきではない。

なお、定置網に入り込んで弱ってしまい、リリースしても生きる可能性が低い個体に関しては、DNAを登録した上で、食用として販売することが認められている。サケの定置網、大謀網などの漁法にとっては、クジラは目的外の捕獲となるため「混獲」と位置づけられる。

さらに、追い込み漁によって捕獲され、飼育環境に慣らしたイルカは国内外の水族館などに販売されている。その専門業者は太地に3社あり、今のところ世界でここだけが、生きたイルカの出荷地である。食肉の供給を目的とした業者とは区別する必要があるだろう。

現在、日本国内の事業者が捕獲対象としている鯨種は、大型鯨類においてはイワシクジラ、ミンククジラ、クロミンククジラの3種。1987年に商業捕鯨が一時中止となって以降の30年の間に、調査計画には他にナガスクジラ、ニタリクジラ、ザトウクジラ、マッコウクジラの4種も対象とされたが、2017年現在、これらの鯨種の調査捕獲は行っていない。小型捕鯨業では、調査捕獲として沿岸のミンククジラと、IWC管轄外とされるツチクジラ、コビレゴンドウ（北方型はタツパナガ、南方型はマゴンドウ）、オキゴンドウの4種が、また、いるか漁業の対象種として、イシイルカ（イシイルカ型とリクゼンイルカ型）、カマイルカ、スジイルカ、バンドウイルカ、ハナゴンドウ、コビレゴンドウ（南方型のマゴンドウ）、オキゴンドウ、シワハイルカ、カズハゴンドウに捕獲枠が設けられている。

調査捕鯨は、国際捕鯨取締条約加盟国として政府が特別許可証を発給することで実施が可能になる。小型捕鯨業が対象とする鯨種はIWC管轄外であるとして、農林水産大臣許可で実施される。これに対して、いるか漁業は道県知事許可であり、北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、静岡県、和歌山県、沖縄県の各知事が許可を与えている。小型捕鯨の対象種と捕獲枠、いるか漁業の対象種は、2017年9月現在、表2・表3のとおりである。

いずれの捕獲枠も、水産庁が資源調査をふまえて決めることになっている。

鯨類の肉供給量の推移をまとめたのが図1である。なおイルカ肉と小型捕鯨業者が捕獲供給するツチクジラなどのハクジラ類の肉は、食味などの点で区別して論じるべきと考える。

次に、捕鯨事業・小型捕鯨事業・いるか漁業の歴史を概観する。主な出来事を（表4）にまとめた。

2.1 大型捕鯨

捕鯨については、現在は1946年に締結された国際捕鯨取締条約の下に設置された国際捕鯨委員会（IWC）によって対象種と捕獲枠が決定されてきた。主たる漁場は南極海であり、そこに各国の捕鯨船団が繰り出していた。当初の主目的が、国際的な市場が存在した鯨油の生産調整だったため、鯨油生産に適し実際に当時捕獲されていた14種を管轄種とした。このことから、「14種以外は管轄外」だというのが日本の見解であり、それ

表2：小型捕鯨の対象種と捕獲枠（大臣許可）*

鯨種	捕獲枠（頭）	捕獲許可地
ツチクジラ	66	北海道網走4頭、函館10頭。鮎川・和田52頭
コビレゴンドウ（タツパナガ）	36	宮城県鮎川
コビレゴンドウ（マゴンドウ）	36	和歌山県太地、千葉県和田
オキゴンドウ	20	和歌山県太地

資料：水産庁、水産研究・教育機構「国際漁業資源の現況」 http://kokushi.fra.go.jp/H28/H28_47.pdf

表 3：いるか漁業の対象種と漁法・捕獲枠**

自治体	漁法	対象種
北海道	突棒	イシイルカ (985)、リクゼンイルカ (71)
青森県	突棒	イシイルカ (0)、リクゼンイルカ (0)
岩手県	突棒	イシイルカ (4732)、リクゼンイルカ (5671)、カマイルカ (154)
宮城県	突棒	イシイルカ (183)、リクゼンイルカ (212)
千葉県	突棒	スジイルカ (0)
静岡県	追込	カマイルカ (36)、スジイルカ (0)、バンドウイルカ (34)、アラリイルカ (0)、オキゴンドウ (10)
和歌山県	突棒	カマイルカ (36)、スジイルカ (100)、バンドウイルカ (47)、アラリイルカ (70)、ハナゴンドウ (209)、カズハゴンドウ (30)
	追込	カマイルカ (134)、スジイルカ (450)、バンドウイルカ (414)、アラリイルカ (400)、ハナゴンドウ (251)、マゴンドウ (101)、オキゴンドウ (70)、シワハイルカ (27)、カズハゴンドウ (200)
沖縄県	突棒	バンドウイルカ (5)、マゴンドウ (34)、オキゴンドウ (20)、シワハイルカ (13)、カズハゴンドウ (60)

※青森県と千葉県は、2016-2017年の捕獲枠がゼロになった。また静岡県の捕獲枠のうちスジイルカとアラリイルカがゼロとなった。

※カマイルカは2008年に新たに捕獲枠が設定された。

※シワハイルカ、カズハゴンドウは、2017年に新たに捕獲枠が設定された

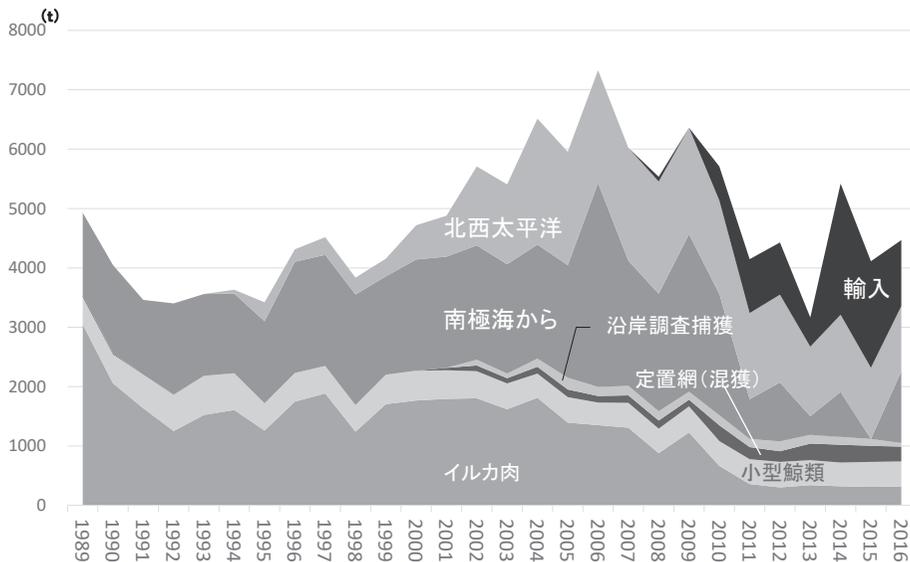


図 1：鯨類の肉の供給量

資料：漁業統計 日本鯨類研究所 貿易統計 2017.6.13

※沿岸調査捕獲のミンククジラ肉の2010年以降は、捕獲頭数と既報値から概算

※海面漁業生産統計調査のうち「漁業種別・魚種別漁獲量」で「海産ほ乳類」に計上された重量から、「その他の漁業」による漁獲量を差し引いた数量を「混獲によるヒゲクジラ類の漁獲量」とした

表 4：捕鯨に関する主な出来事（日本を中心に）

1945	敗戦。連合国軍総司令部によって遠洋漁業禁止
1945	連合国軍総司令部が小笠原諸島海域での捕鯨を許可（11月）
1946	連合国軍総司令部が南極海での捕鯨を許可
1948	国際捕鯨取締条約 発効。国際捕鯨委員会（IWC）設立
1951	日本が国際捕鯨委員会に加盟
1952	マッカーサーライン廃止にともなって日本漁船による遠洋漁業解禁
1962	鯨肉の供給量が過去最大となる（22万トン）
1976	水産会社が捕鯨部門を切り離し、統合し、日本共同捕鯨を設立。
1982	IWCにおいて商業的な捕鯨の一時中止（モラトリアム）が決定 日本、ノルウェーなどが異議申立
1987	日本が異議申立を取り下げてモラトリアムを受け入れ、商業捕鯨を中止、調査捕鯨を開始（南極海）
1992	ノルウェーが調査捕鯨を開始 アイスランドがIWCを脱退
1993	商業捕鯨中止後、初めて日本でIWC年次総会が開催される
1993	ノルウェーが商業捕鯨を再開
1994	北西太平洋でも調査捕鯨を開始
2000	北西太平洋での調査捕鯨で鯨種を増やす
2002	商業捕鯨中止後、2度目のIWC年次総会日本開催 アイスランドが「モラトリアムに不同意」のまま再加盟 小型捕鯨業者による沿岸での調査捕獲を開始
2003	アイスランドが調査捕鯨を開始
2005	南極海での調査捕獲を、鯨種、頭数とも増やす
2006	IWCにおいて持続的利用を謳うセントキッツ・ネービス宣言 可決（過半数）
2006	アイスランドが商業捕鯨を再開
2011	農林水産大臣名で、南極海での調査捕鯨を切り上げて帰港を指示
2014	国際司法裁判所（ICJ）が、日本の南極海での調査捕鯨が科学的でないとして、 日本政府は特別許可の発給をするなど判決
2017	商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律が成立

らの一部が小型捕鯨業およびいるか漁業の対象種となっている。

日本が国際捕鯨取締条約に加盟したのは1951年だが、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）によって1945年11月には小笠原諸島周辺での操

業が許可され、1946年暮れには南極海に出漁している。遠洋漁業がサンフランシスコ講和条約の署名・発効まで厳しく制限されていたのとは対照的である。これは、鯨油を国際市場に供給し、副次的に発生する鯨肉（国際的には経済的価値がな

い)を、食肉が不足していた当時の日本国内に供給することを目的としていた。日本人が広く鯨肉に親しむようになり、さらに食肉の消費が拡大したのは、これがきっかけである。日本人の食肉消費量における鯨肉の比率とその変化を図2に示した。1962年には、牛・豚・鶏肉よりも鯨肉の比率のほうが大きかった。「もはや戦後ではない」と経済白書に記された1956年には、食肉供給量は敗戦時の3倍に増大している。

2015年現在、日本人は年間1人あたり約30.8kgの食肉を消費している。そのうち鯨肉が占める割合は、30g程度である。

鯨肉の供給量は、1962年に22万トン記録し、国民1人あたり2.4kgとなったのをピークとして漸減する。

なお、水産物に関しては日本船籍の船が水揚げしたものは、公海や他国の領海内であろうとも、燃料の重油が輸入品であろうとも、「国産」として計上されている。

鯨肉の供給は、原油や植物油の生産量増大とと

もに鯨油の市場価値が下がり、しかも鯨類資源の枯渇によって1982年に全海域全鯨種での捕獲枠ゼロがIWCで可決された。それを受け、日本が商業捕鯨を打ち切り、調査捕鯨に切り替えたのは1987年である。最後の漁期に南極海で捕鯨を行った日本共同捕鯨株式会社は、捕鯨船団と乗務員を調査捕鯨にリースする会社「共同船舶株式会社」となり、調査捕鯨の実施主体となる研究組織には、もともとは捕鯨会社の社内研究部門だった日本鯨類研究所を、財団法人として改組した。彼らが実施する調査捕鯨は、南極海鯨類捕獲調査をJARPA(2005年からはJARPA II)、北西太平洋鯨類捕獲調査をJARNP(2000年からはJARNP II)と呼ぶ。

以来、日本は国際捕鯨取締条約第8条2項ⁱ⁾を根拠として、科学研究目的での捕獲であるとして特別許可を発給し、捕獲した鯨体については実行可能な限り処置(食肉として販売)し、その売り上げを次期出港の費用に充てて調査捕鯨を行ってきた。そして、1994年、2000年、2005年には、

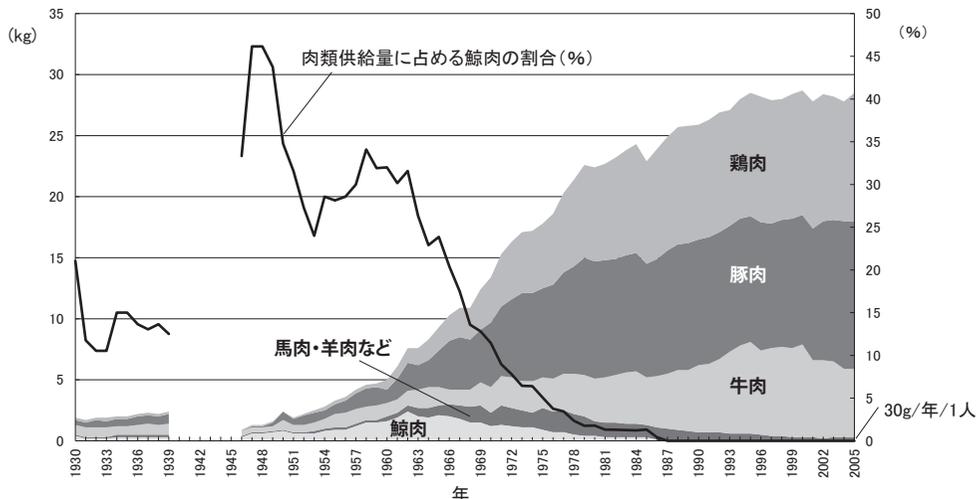


図2：肉類の国民1人1年あたりの純食料供給量

資料：(1) 農政調査委員会編、1977、『改訂日本農業基礎統計』農林統計協会(1949年まで)

(2) 食糧需給表(1950年以降)

作図：佐久間淳子 協力：渡邊洋之

捕獲規模や海域、捕獲対象種を拡大し、調査捕鯨による鯨肉の供給量を増やし、単価を下げた。

2005年までは、5億円程度の国庫補助を受け、最高で約70億円の売り上げを予算計上していた。図3がその収支予算を示したグラフである。

その一方で、朝日新聞は「鯨肉、初の売れ残り 昨年の調査分」（2002年1月4日 西部本社版）と報じた。調査捕鯨の実施主体である財団法人日本鯨類研究所（現在は一般社団法人。以後鯨研と呼ぶ）の2001年9月30日に終わる会計年度内に売り切れなかった鯨肉を「民間会社で買い取ってもらった」としている。買い取ったのは鯨肉の販売業務を請け負ってきた共同船舶株式会社とみられる。会計年度内に鯨肉が売り切れることを前提に経費をまかなえるよう単価を決める仕組みが、需要減によって成り立たなくなっているという初めての報道だった。

その後、調査捕鯨の実施主体である鯨研の財務諸表には、2011年9月末現在で、約10億円の未

収入金が固定資産として計上されている。これは「1年以上売れなかった鯨肉が10億円分ある」という意味である。

後に朝日新聞が、2001年以降、毎年借入金で当座の出費をやりくりするようになっていたことを報じた（2012年11月7日）。前述の固定資産は1年以上売れなかった鯨肉であるから、借入金を返済することが難しくなっていることを示している。

1987年に調査捕鯨が始まった当時は、鯨肉供給量が急に下がって品薄感から鯨肉は高騰した。1994年には消費地10大中央卸売市場における鯨肉取扱い平均単価が、3972円/kgを記録した。（図4）

しかしその後次第に需要が減り、「捕れば捕っただけ売れる」状況ではなくなり、鯨肉の完売を前提とした調査捕鯨の継続は立ち行かなくなる。2010年には、捕鯨国アイスランドが商業捕鯨で捕ったナガスクジラの肉を輸出し始め、それまで調査鯨肉の独占市場だったところに「価格破壊」

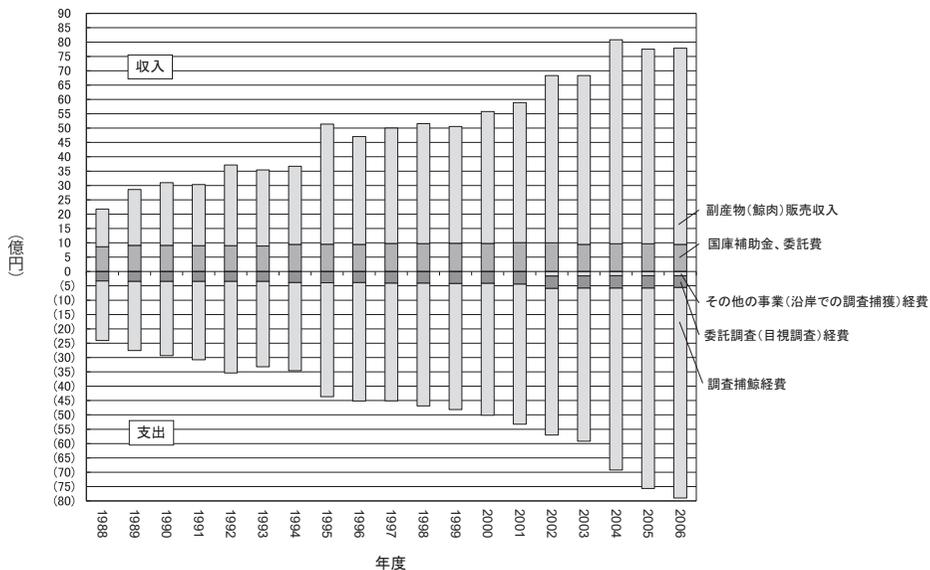


図3：調査捕鯨経費と国庫補助・鯨肉販売収入の関係

資料：日本鯨類研究所 収支予算書（年報）

をもたらした。捕鯨国は必ずしも味方ではないのである。2011年から12年にかけては、販路を拡大する目的で間口を広げて入札を試みたが、期待した金額の応札があったのは1/4だけだった。

自助努力に限界があることが明白になり、この

ころから国費の投入が顕著になる。

まず2012年には、いわゆる「もうかる漁業¹⁾」(水産業体質強化総合対策事業費補助金。地方漁協の老朽小型船などを燃費の良い新船に切り替えて経営の効率化を図るための支援金制度)の仕組

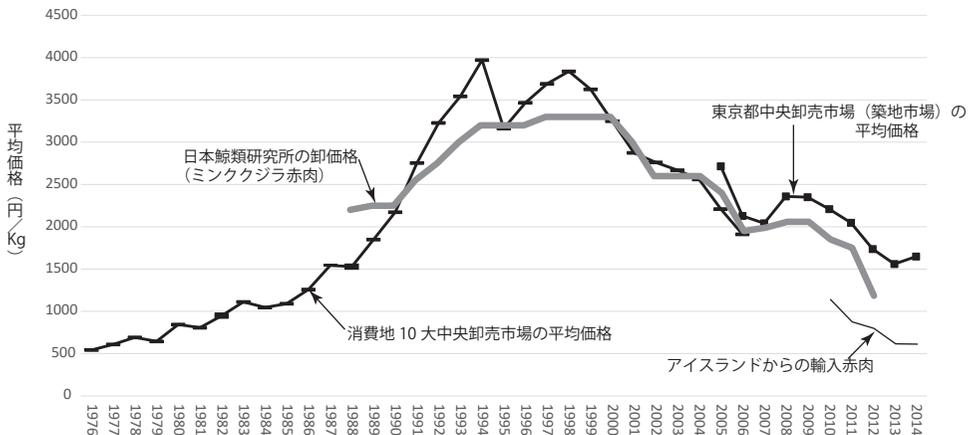


図4：価格の変遷と鯨研卸値輸入価格

資料：水産統計（水産庁）、東京都中央卸売市場、（一社）日本鯨類研究所、遠藤愛子（2008）、貿易統計（財務省）

作図：佐久間淳子

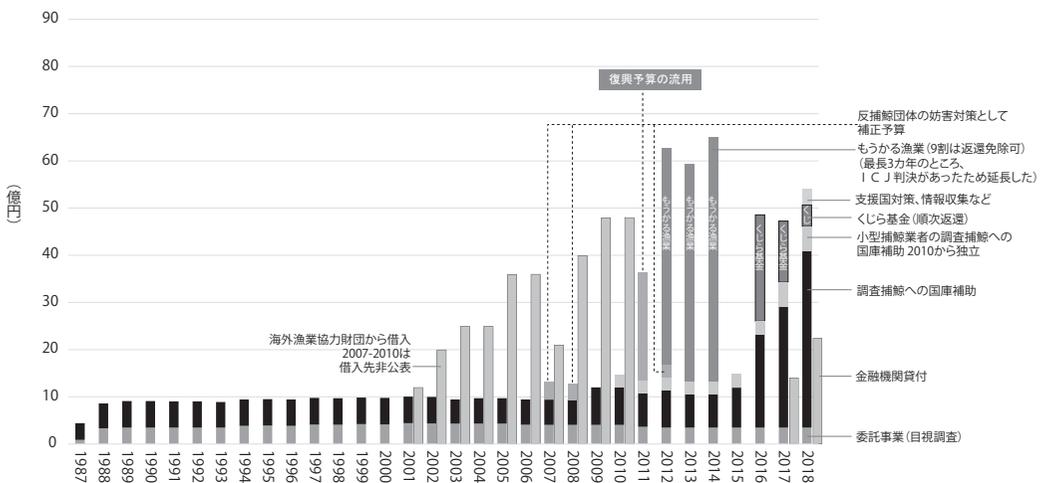


図5：国費投入の推移

資料：日本鯨類研究所年報、ディスクロージャー資料 國の予算（水産庁） 2018年度は、概算要求 朝日新聞（2012年11月7日） ※会計上の操作が複雑で2012年度以降を正確に表せていない

作図：佐久間淳子

みを調査捕鯨にも適用できるよう、要綱に加筆し、3年にわたって毎年約45億円を支援する仕組みを作った。2014年3月31日の国際司法裁判所の判決もあって、同年末に出港予定だったJARPAIIをとりやめて新たな調査捕鯨計画を立て直すなどし、さらに「もうかる漁業」終了後にはその仕組みを受け継いだ、返済に寛容な「くじら基金」を設置した。

そして2017年6月、議員立法「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」が成立し、国が責任を持って、つまり鯨肉の売上金をあてにせずに調査捕鯨を続けられるよう、国庫補助を十分に配分できることになった。法律名には“商業捕鯨の実施等”とあるが、実質的には調査捕鯨の国営化である。平成30年度の捕鯨に関する水産庁の概算要求は約51億円。これは、水産庁が、クジラ以外のすべての漁業対象種に関する調査費用として計上した総額よりも大きい。

そして、その説明書には民間金融機関からの借入予定の22億4600万円まで記載されている。破産することのない“国営企業”になったからだといえる。

2.2 小型沿岸捕鯨

体長9m程度のミンククジラを日帰り操業で捕獲する沿岸小型捕鯨は、昭和一ケタの時代に太地で誕生したといわれる。当時ミンククジラには見向きもしなかった大型捕鯨の業者は彼らを「ミンク船」と呼んで「捕鯨船」扱いはしなかったようだ。大型の捕鯨船が軍に徴用されるなか、敗戦前後の一時期を除いて、食肉需要に応えるようにその数が増えた時期もある。しかし、商業捕鯨が一時中止となった1987年には、8社9隻が残るだけとなっていた。

日本政府は、「先住民族が無動力船で行う生存捕鯨に準ずる」として、商業捕鯨一時中止の対象から小型捕鯨業を外すよう求めたが認められず、日本が商業捕鯨を打ち切って調査捕鯨を開始したのと同時に、小型捕鯨業者は換金性の高いミンク

クジラの捕獲ができなくなった。代替りの獲物として東京湾や千葉県和田を中心に捕獲されてきたツチクジラを主に切り替えて、稼働させる捕鯨船を半減して経営を成り立たせる対策をとった。

日本小型捕鯨協会（構成員は前者と同じ）のウェブサイトでは2006年まで公開していた業績情報をグラフ化すると、日新丸船団による調査捕鯨が拡大し、鯨肉の価格を引き下げののに呼応するように業績が悪化している。（図6、7）

合併や撤退を経て、2017年現在は6事業体5隻が操業している。2002年からは、宮城県牡鹿半島、釧路沖でのミンククジラを対象とした調査捕鯨にも従事するようになった。2010年には小型捕鯨業者で組織する地域捕鯨推進協会が調査捕鯨の主体となり、2017年には網走、八戸沖でもミンククジラの捕獲を再開・開始した。調査捕獲名目とはいえ、オホーツク海でのミンククジラ漁は29年ぶりだが、調査捕鯨に動員される期間が長くなったことで、これまで夏の風物詩として常連客に提供してきたツチクジラの肉を、しかるべき季節に捕獲・出荷できない、などの不都合が起きている。

千葉県南房総市和田町の外房捕鯨は、2017年、ツチクジラの捕獲枠を16頭捕り残してシーズンを終えた。

小型捕鯨業者にとっては、ミンククジラ捕獲が増えることは調査捕獲であっても喜ばしいかもしれない。しかしそのためにローカルな捕獲・利用の歴史が長いツチクジラ漁が圧迫されて、今後どうするのだろうか。

2.3 いるか漁業

イルカの肉は、商業捕鯨が1987年に一時中止となり鯨肉の供給源が調査捕鯨だけとなったときに、鯨肉の代替物として市場価値が高まった。そのため、1988年には供給量が3736トンと倍増したが、3年後には以前の規模に戻った（図8）。

このとき瞬間的に生産量が増えた岩手県の浜値ⁱⁱⁱ⁾は、その平均値が次第に安くなっているだ

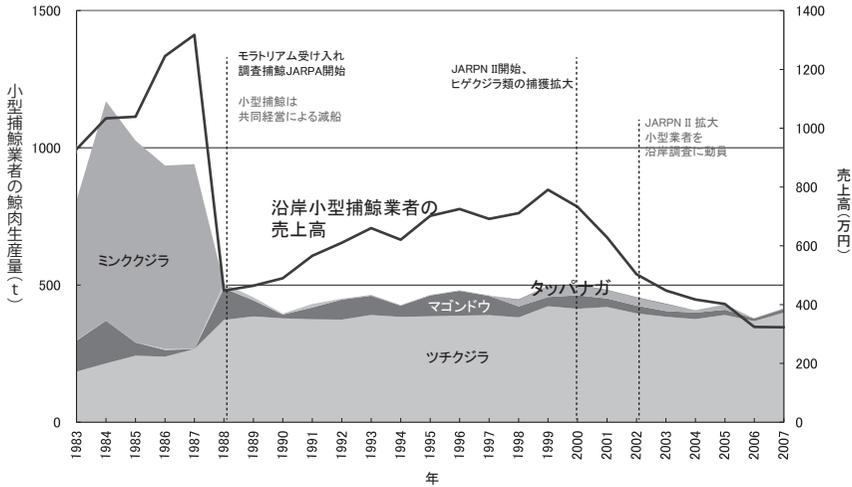


図6：小型捕鯨業の経営状況

資料：日本小型捕鯨協会WebSite 作図：佐久間淳子

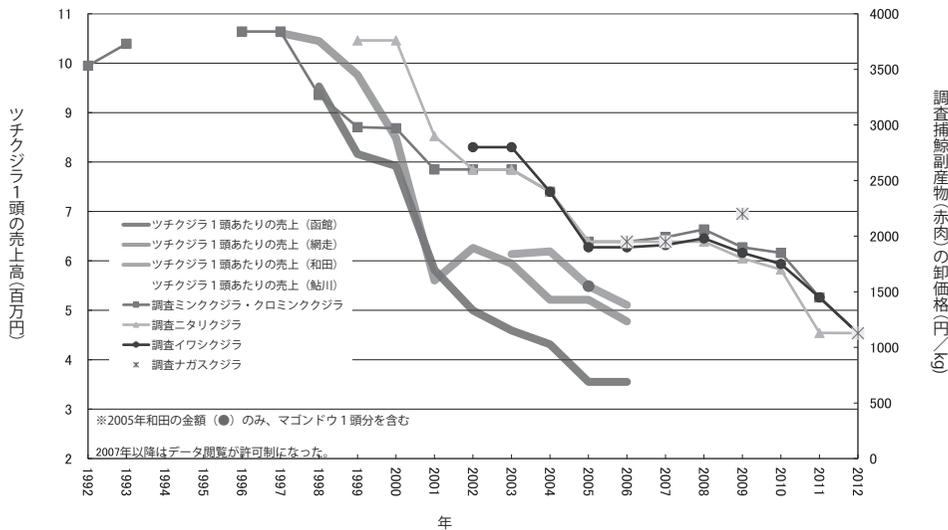


図7：調査鯨肉とツチクジラの価格

出典：(財)日本鯨類研究所 プレスリリース、新聞報道、日本小型捕鯨協会WebSite
作図：佐久間淳子

けでなく、かつては高値が平均値の1.4倍近くつくこともあったのに、2002年からはほとんど差がなくなっていたことがわかる。生産量が減り、浜値が下がるということは、需要が落ち込んでいることを示す。(図9)

そのため2010年は、不漁というよりも出漁をとりやめて減産をすすめた可能性をうかがわせる。翌2011年3月10日までの水揚げ状況は、前年の同時期までの動きによく似ている。東日本大震災による壊滅的な被害に遭う前に、母船式の調査捕

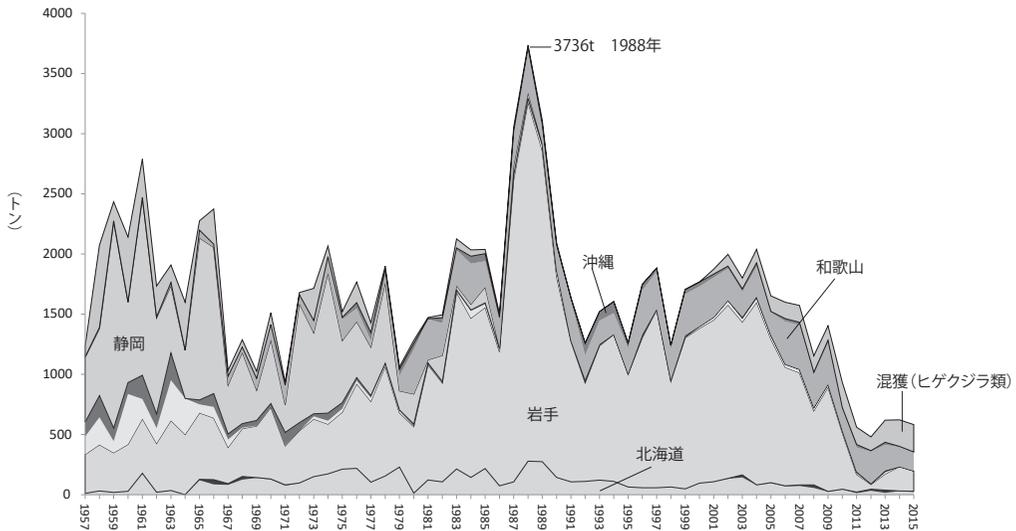


図8：海産ほ乳類_いるか漁獲量捕獲数の変遷

資料：農林水産省 海面漁業魚種別漁獲量 作図：佐久間淳子

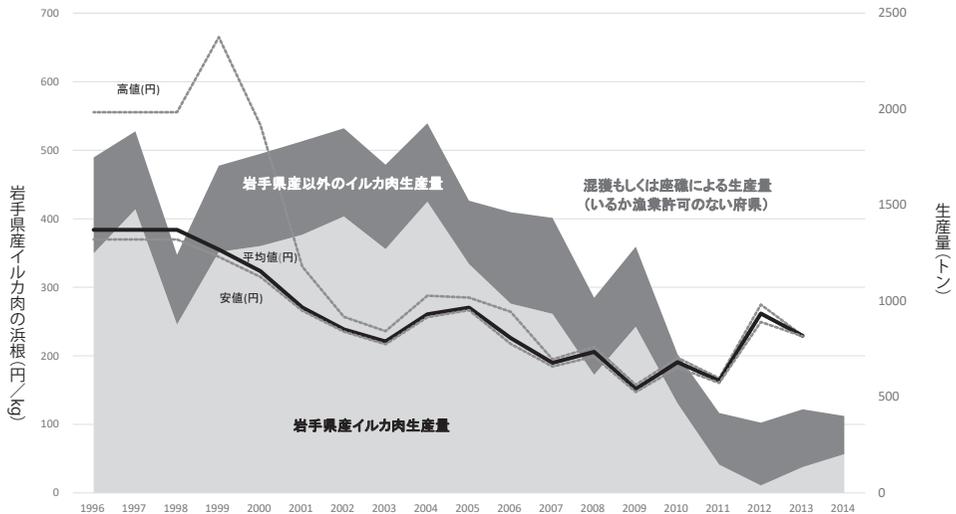


図9：岩手県産イルカ肉の価格下落（詳細）

出典：漁業統計、岩手県水産技術研究センター（いわて大漁ナビ） 作図：佐久間淳子

鯨による鯨肉供給が増大し単価が引き下げられた影響を受けた可能性が否定できない（図10）。

図11は、いるか漁業に与えられた捕獲枠が毎年どのくらい達成されているかを比較したものだ。2000年には捕獲枠の88.2%を利用していたのに、

2015年にはわずか17.1%にとどまっている。捕獲枠が2007年から次第に削減されてきているが、捕獲実数はそれよりもはるかに減少している。図8と合わせて考えれば、鯨肉の代替品としての役割が求められなくなっただけでなく、調査鯨肉の

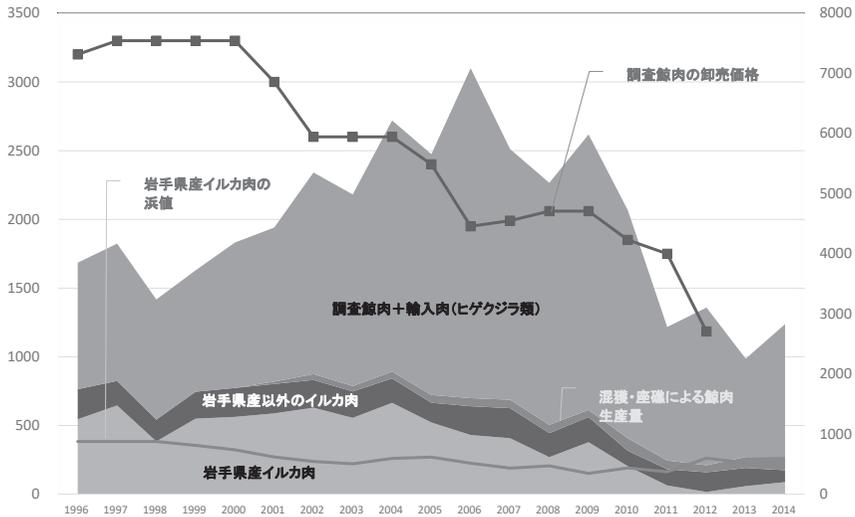


図 10：岩手県産いるかと調査鯨肉の価格変動

出典：漁業統計 岩手県水産技術研究センター 日本鯨類研究所 財務省

ここでは、知事許可の下で行われるいるか漁業による海産哺乳類の肉を「イルカ肉」とする。県知事許可の無い府県の「海産ほ乳類」生産量を「混獲・座礁による鯨肉生産量」とする。知事許可のある道県の生産量には、混獲されたクジラ肉を含む。 作図：佐久間淳子

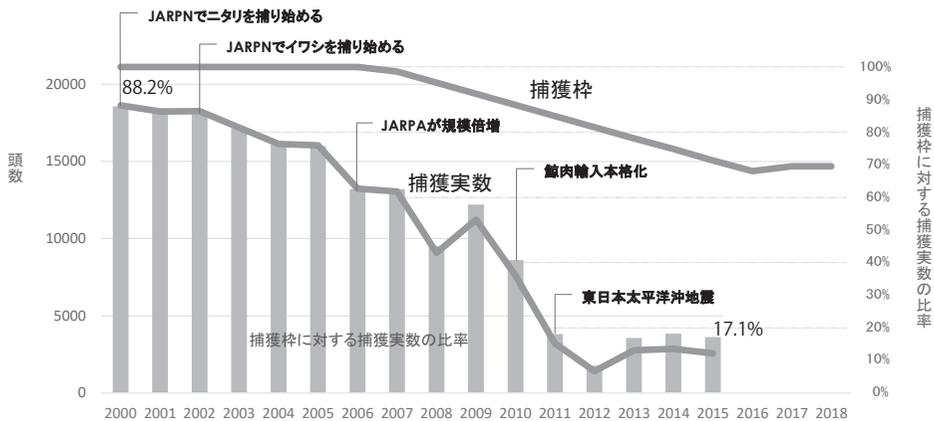


図 11：いるか漁業、捕獲枠と捕獲実数

資料：水産庁 水産研究・教育機構

作図：佐久間淳子

価格引き下げの影響を受けているとみて良いだろう。

ドキュメンタリー映画監督の佐々木芽生 (2017) によれば、現在の和歌山県太地町のイルカ肉は、1頭あたり7000~10000円だという。かつては1

頭40万円くらいになったというから、かなり値下がりしている。遠藤愛子 (2011) も、「マゴンドウの浜値は、モラトリアム直後の1990年初め頃からバブル経済が崩壊した後1990年代後半まで、赤肉平均3,000~4,000円/kgの高価格を維持

していた。」「捕獲調査拡大による鯨肉供給量の増大で、鯨肉価格は低迷し、2007年でマゴンドウ赤肉平均価格は、浜値で1,000~1,500円/kgまで低下している。高価格時と比較すると、1/2から1/3の価格まで下落している。」「最も商業的価値の高いハナゴンドウの入札価格は、30,000~50,000円/頭であり、バブル経済時には1頭あたり300,000~500,000円の高価格で入札されていたことに比べると、その価格は約1/10に低下した」ことを確認している。

そこで新たに本格化したのが、生体捕獲。つまり生け捕りにして、生け簀などの閉鎖環境での飼育に慣れさせ、水族館などに販売するのである。貿易統計を見ると、生体輸出は2002年から始まっており、最大の得意先は中華人民共和国であり、2017年は10月までにすでに104頭が中国へ向かった。輸出時の価格は2017年は平均470万円。手がける業者は、現在太地町に3事業者^{iv)}ある。太地町に県知事許可が下りている追い込み漁は、突棒漁よりも鮮度の良いイルカ肉を出荷できるのと同時に、水族館向けのイルカの調達にも適している。突き棒漁の許可しかない他の道県では次第に捕獲が行われなくなっていくなか、太地町だけが生体捕獲を手がけている。

3. 捕鯨業界は一枚岩ではない

このように見てくると、「捕鯨」とひとくくりにして「反捕鯨」と対峙させるだけでは、問題解決の糸口さえ見つけられないだろう。

沿岸捕鯨の基地がある宮城県石巻市市議会の議

事録に、石森雄一議員（当時）の次の発言が残っている。

2008年3月21日 第1回定例会 議案説明
09号

「調査捕鯨が沿岸商業捕鯨再開の足かせになっているという学者もおります。私も同感なのであります。沿岸捕鯨を救うというのであれば、調査捕鯨はやめる、あるいは頭数を減らすから沿岸捕鯨を認めるというのが交渉の筋ではないかなと思うわけでございます。沿岸捕鯨の敵は、IWCではなく国だと思えてならないのであります」

沿岸小型捕鯨業者がモラトリアム以降、ミンククジラ漁の再開を求め続けてきたが、IWC総会の場においては、「南極から調査捕鯨を撤退させるのと引き替えに沿岸捕鯨の枠を認める」といった提案が出るだけで、日本政府はそのたびに受け入れを拒否し、いわゆる反捕鯨国も拒否した。

そのIWCが敵なのではなく、いつまでも沿岸再開を取り付けないどころか、南極海へ行く日新丸船団の捕獲拡大にいそむ日本政府こそ敵だ、という石森議員（当時）の指摘は、捕鯨VS反捕鯨という二項対立の図式では語れない事態が進んでいることを示している。

4. 世論調査に表れる「捕鯨支持層」

では、日本人全体は、そんな実状に気づいているのだろうか。

日本人を対象とした世論調査が、どのような結

表5：世論調査にみる、日本人の捕鯨に対する意識

	朝日新聞 1993	内閣府 2001	『通販生活』 読者投票 2001	朝日新聞 2002	日経新聞 2006	Yahoo! 2006	日経新聞 2008	日経新聞 2014
賛成	54.0%	75.5%	69.0%	47.0%	74.6%	89.5%	65.0%	47.5%
反対	35.0%	9.9%	18.0%	36.0%	25.0%	10.5%	18.0%	52.5%
その他	11.0%	14.6%	13.0%	17.0%	0.4%	0.0%	17.0%	0.0%

果を得てきたかを確認する。

表5では、日本が商業捕鯨をやめて調査捕鯨に切り替えた1987年以降の世論調査をまとめてある。

2002年までの調査は、調査員が訪問して直接聞き取りをしている。2006年以降の調査はいずれもネットを利用している。

「どちらかというかと賛成／反対」の回答は「賛成」「反対」に練り込んだ。「その他」には、「わからない」や無回答を練り込んだ。

これらの世論調査は、捕鯨が話題になるタイミングで実施されている。

1993年は、商業捕鯨が1987年に停止されて以後初めて日本で国際捕鯨委員会（IWC）年次総会が開かれたときであり、2002年に再び日本で年次総会が開かれるタイミングで実施された。2006年は、カリブ海の島嶼国セントキッツ・ネービスで年次総会が開催されたときに、日本提案で採決が求められ、資源の持続的利用を掲げた「セントキッツ・ネービス宣言」が過半数可決に至ったのが契機となったとみられる。この年、アイスランドが商業捕鯨を再開すると宣言したこともあるだろう。2014年は、オーストラリアが国際司法裁判所に訴えていた、日本が南極海で実施している調査捕鯨が科学的でないため、条約に違反するとして中止を求めている件に関し、「科学的でないので出港のための特別許可を発給しないように」という判決が出た直後である。

なお、表には単純に賛成か反対かのみをまとめたが、質問文による回答の揺れがあると思われるので、以下に挙げる。

朝日新聞（1993）：日本は5年前から、クジラをとる商業捕鯨を、国際捕鯨委員会の決定に従って中断していますが、政府は捕鯨を再開できるように求めています。あなたは、捕鯨の再開をめざすべきだと思いますか。それとも、捕鯨をする必要はもうないと思いますか。

内閣府（2001）：クジラの資源に悪影響が及ばないよう、科学的根拠に基づいて管理されれば、資源の豊富なミンク等を対象に、決められた数だけ各国が捕鯨を行うことをどのように思うか

『通販生活』読者投票（2001）：あなたは捕鯨を認めますか？ 認めませんか？

朝日新聞（2002）：一時中断している商業捕鯨を再開すべきかについてうかがいます。あなたは、捕鯨の再開に賛成ですか。反対ですか。

日経新聞（2006）：商業捕鯨再開に賛成？ 反対？

Yahoo! ニュース 意識調査調べ（2006）：アイスランドが「国際捕鯨委員会の議論に進展がない」と商業捕鯨再開を発表。あなたは商業捕鯨に賛成？ 反対？

日経新聞（2008）：調査捕鯨の継続に賛成？ 反対？

日経新聞（2014）：日本の捕鯨をどう思いますか？（守るべき伝統文化だ／無くなっても困らない産業だ）

以上のような問いに対して、おおむね半数以上、多くは6割から7割の回答者が「捕鯨に賛成」と答えている。厳密には世論調査とはいえもののYahoo! ニュース意識調査では89.5%に達した。世論調査で見ると、日本人は商業捕鯨の再開を望み、調査捕鯨を支持している。

その理由について、朝日新聞がほぼ同一の条件で質問をしているので、1993年と2002年の回答結果を比較してみる（表6）。1993年の選択肢「再開をめざすべきだ」を「賛成」、「捕鯨の必要はない」を「反対」と解釈した。

捕鯨賛成の理由として選択肢に上げられた項目

表 6 : 「賛成/反対」の理由

	1993	2002	差
賛成	54%	47%	-7%
反対	35%	36%	+1%

賛成の理由	1993	2002	差
クジラを食べたいから	11	6	-5
クジラの生息数は回復してきている	21	22	+1
日本の伝統である捕鯨を外国が批判するのはおかしいから	19	16	-3
その他・答えない	3	3	0

反対の理由	1993	2002	差
クジラを食べる必要はない	11	11	0
野生生物であるクジラは保護すべき	9	21	+12
国際的な批判を受けるから	15	4	-11
その他・答えない	0	0	0

のうち、唯一「食べたいから賛成」が、回答者が最も捕鯨への関与性を示し、捕鯨を欲していると理解できる。だが、それを選んだ賛成者はここでは「3 択の 3 番目」にとどまっている。

2008 年に日経新聞が実施した調査（クイックサーベイ）でも賛成者に対して理由を聞く際に「鯨肉を食べたいから」という選択肢を設けている。賛成 65%のうち、40%弱だ。また、「値段が下がって手軽に手に入れば鯨肉をもっと食べたい？」との問いには、55%がそう思うと答えている。朝日新聞の回答者よりは比率が高い。

5. 在庫統計から見える、鯨肉を欲しない捕鯨支持者たち

「食べたいから捕鯨に賛成」が少ないことが鯨肉の消費にどのように影響しているか、冷蔵水産物流通統計を確認してみることにする。

冷蔵水産物流通統計では、日本国内の主要冷凍

倉庫をモニター対象とし、毎月の出庫在庫在庫状況を品目毎に調べている。主要冷凍庫が対象なので、全冷凍鯨肉が数字でみえてくるわけではないが、傾向は読み取れる。また、モニター対象の冷凍倉庫には、調査鯨肉よりも単価の安いイルカや小型鯨類の肉はあまり入っていないと思われる。

図 12 では鯨肉の毎月の在庫量を折れ線で、年間の鯨肉の供給量を棒グラフで示した。供給量の大半は調査捕鯨による供給だが、2010 年には輸入鯨肉も主要な供給源となった。他に、定置網で混獲されたクジラの肉が、年間 250 トン程度流通している。この図では、ツチクジラやイルカの肉は含まない。肉質や食味の特徴から、区別して扱うべきと考える。調査捕鯨によって供給される鯨肉は、日本鯨類研究所のプレスリリースや研究年報、および水産庁に確認してまとめた。2017 年以降でまだ発表されていないものは、これまでの実績から、1 頭あたりの平均収量を求め、発表されている捕獲頭数で乗じた仮の数値である。輸入

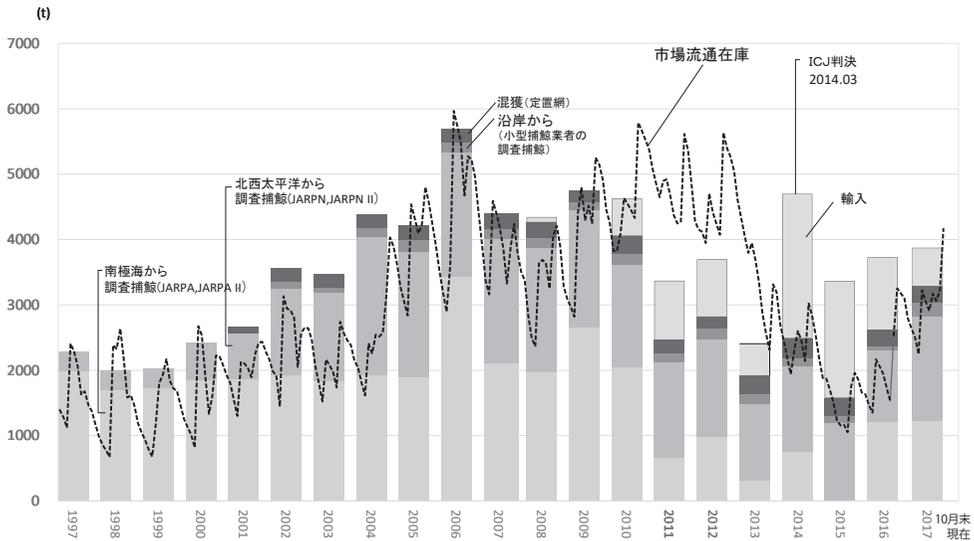


図 12：鯨肉の供給量と市場在庫

出典：輸入：貿易統計（財務省） 調査捕鯨の鯨肉：（一社）日本鯨類研究所 混獲とイルカ肉：漁業統計 在庫：冷蔵水産物流通統計（水産庁）

※「漁業統計、魚種別漁獲量」で「海産ほ乳類」に計上された重量から、いか漁業の許可がない県の漁獲を「混獲によるヒゲクジラ類の漁獲量」とした 作図：佐久間淳子 2017.12.12

量については、財務省の貿易統計の通関結果をあてはめたが、2017年に関しては、アイスランドから7月に輸出の通関を行った総量をわりあてた。この肉は9月に日本に到着しているが、10月末現在輸入の通関がなされていない。

このグラフを見ると、2010年までは、供給量の増減に合わせて在庫量が増減している。特に2010年頃からは、年間の供給量を超えるほどの在庫が滞留していたことがわかる。

そしてそれ以降、特に南極海からの供給が極端に少ない年が続いているが、これは、反捕鯨団体シーシェパード（Sea Shepherd Conservation Society=CCSC）の妨害によって捕獲数が低迷した時期である。CCSCは調査捕鯨を妨害し多数のクジラの命を守ることに成功したとしているが、日本の捕鯨関係者にとっては、CCSCの妨害があったためにさらなる在庫増が回避され、だぶついていた鯨肉を消化することができたともいえる。

その後、2014年3月31日に、国際司法裁判所が、オーストラリアの訴えによって審議していた「南極海での捕獲調査に科学性がない」という訴えを認め、日本政府に対して「科学性が認められないので、調査捕鯨の出港時に必要な特別許可証を発給するな」と判断を下した。このため、2014年から2015年にかけての南極海の捕鯨シーズンには、捕獲は行われなかった。2015年暮れには、新たな調査計画NEWREP-Aを立て、再び捕獲調査が行われている。北西太平洋で行われていた調査も2017年からNEWREP-NPに切り替えられた。捕獲の対象種にばかり目が向くが、JARPNIIで捕獲していたマッコウクジラとニタリクジラが外されている。調査対象から外れた理由は、説明されていないが、筆者は「売れないから」だと考えている。

2017年12月16日、とある水産小売店でニタリクジラの安売りをしていて、1パック580円、

重量の記載がないが、おそらく 300g は入っているようだった。100g200 円弱、調査捕鯨の鯨肉としては非常に安い。だがこれはどんなに新しくとも昨夏の収穫物である。筆者には「売れ残りの特売」と見えた。

6. 捕鯨賛成ではない「反反捕鯨」

鯨肉を食べる気のない捕鯨支持者。彼らを「捕鯨賛成派」と呼んでいいのだろうか。単純に人口で割ると、現在の鯨肉供給は 1 人年間 30g 程度である。ハム 3 枚分にも満たない。世論調査で 6-7 割の人が捕鯨支持と答えているのに、それっぽっちが消費されないのである。捕鯨支持者の大半は、鯨肉を食べることとは直結していないのである。

筆者はそのため、世論調査に表れる「捕鯨支持派」の大半は「反反捕鯨」だと理解している。反捕鯨活動を不愉快と感じ、反感を抱いている。そこへ「あなたは捕鯨に賛成ですか反対ですか」と 2 択で問えば、「賛成」と答える。

しかも、「世論は捕鯨賛成が多数派」であることを助けに「商業捕鯨再開をめざして」「調査捕鯨の続行」を続け、税金の投入を上乗せするには好都合な世論だ。

7. 「The Cove」、 「Behind “The Cove” 捕鯨問題の謎に迫る」そして「おクジラ さま 二つの正義の物語」

2009 年夏、和歌山県東牟婁郡太地町で行われているイルカの追い込み漁を告発するドキュメンタリー映画「The Cove」(米国 ルイ・シヨホス監督 2009)の完成が聞こえてきた。

同年 10 月 21 日には第 22 回東京国際映画祭で上映された。このときの日本語字幕は大変稚拙で、日本人の鑑賞に堪えないものだった。日本人の発言を英訳し、それを再び日本語訳し、ネイティブチェックなしに上映した、と想像させられた。また、冒頭から 2 分ほどのところで、あたかも捕殺

し陸揚げしたイルカを斧で叩いたり引きずって荒っぽく扱っているように見せているモノクロ反転映像は、エラと尾を切り落とし、冷凍された競りを待つマグロの映像だし、銀座の街頭で、通行人に「日本がイルカを毎年 23000 頭殺していることをどう思うか?」と次々にインタビューしていたが、この数字は捕獲枠であって、実際に捕獲した数は、その 60-70% だった。それに、インタビューに応じた水産庁の諸貫秀樹捕鯨班長(当時)のことを「その後彼は水産庁を解雇された」とテロップで説明したが、同氏は解雇されたのではなく在イタリア大使館に外向しただけだった。現在は水産庁漁業交渉官であり、IWC 日本政府代表代理である。

ただし、映像そのものはプロによる演出・撮影・編集がなされていることがよくわかり、さまざまな分野の専門家が関与し、作成されたものであることと資金の潤沢さが伝わってくるもので、海底に設置する隠し水中カメラを覆う精巧な「岩」の制作現場を丁寧に紹介したうえで、深夜にそれを設置しに行くシーンでは暗視カメラを効果的に用いている。

この上映には、太地町の三軒一高町長らもかけつけ、終映後に「イルカ漁で水産庁や町漁協の責任者が解雇されたなどのうそがあり、全体的に町を侮辱している」と読賣新聞に対してコメントしている(2009 年 10 月 23 日大阪本社版朝刊)。

この他、同映画に登場する太地町の町会議員や北海道医療大学薬学部の遠藤哲也准教授から、「嘘のインタビュー目的を説明されて応じたもので、この映画に本意でない登場のさせられ方をしている」と抗議があった。

劇場公開を前に、2010 年 3 月 6 日に上映会を予定していた立教大学も、同町と町漁協から上映中止を求める内容証明郵便を 2 月 18 日に受け取り、「作品制作者に対して法的責任を問う予定がある」とあったことから、上映会開催を中止。「解決の目途が付くまで上映を見合わせる」とした(2010 年 3 月 4 日、読賣新聞大阪本社版朝刊)。

この映画がアカデミー賞長編ドキュメンタリー賞を受賞したのは、3月7日である。

日本国内での劇場公開は、抗議があった登場人物の顔はぼかすなどの加工を加えた上で2010年6月から開始されたが、抗議の電話が殺到したり、上映中止を求めるデモが行われ、いくつかの映画館では上映を中止し、明治大学などでの上映会もとりやめとなった。読売新聞では、6月4日から11月2日までの間に、合計8本の記事で「反日映画」の4文字が使われている。そんな記事のなかには、「見た上で議論を」（読売新聞2010年7月5日 石川県版）と劇場支配人の言葉が掲載された記事もある。

このことから、「上映はか非か」「表現の自由を守れ」などの討論会も盛んに開催されるようになった。

「The Cove」は、2010年6月21日から25日までモロッコ・アガディールで開催された第62回IWC年次会合に合わせて、参加者にDVDが配布された（配布総数は不明）。このDVD版では、映画のエンディング部分に使われていた「登場人物の後日談（解雇された、など）が削られ、代わりに日本のいか漁業の捕獲実数や生体輸出の頭数などを示す地図・グラフに置き換えられている。

また、現在は日本語吹き替え版がWeb上で無料公開^{v)}されている。

無料公開版ではグラフ類は無く、映画祭出品時と同じ「後日談」がエンディングロールの直前に入っていて、諸貫氏が水銀検査のために頭髪採取に応じる映像に被せて同氏が「水産庁を解雇され、彼の頭髪から水銀が検出された」というテロップが入っている。

この「The Cove」に触発されるように、日本人の手によって2本の映画が生み出された。「ビハインド・ザ・コーヴ Behind “THE COVE” ～捕鯨問題の謎に迫る～^{vi)}」（八木景子監督2015）と「おクジラさま ふたつの正義の物語^{vii)}」（佐々木芽生監督2017）である。

八木は、2014年3月31日の国際司法裁判所の判決で日本が負けたことを知り、自費でビデオカメラなどの機材を揃え、取材を始めたとしている。内容は、太地町でイルカ漁の監視活動・抗議活動をする外国人たちと、太地町町長をはじめ小型捕鯨業者など太地町の捕鯨・いか漁業関係者や、元IWC日本政府代表の米澤邦男（最終職歴は水産庁次長）や現在の日本政府代表である森下丈二（現在は東京海洋大学教授）、現代表代理である諸貫秀樹、水産ジャーナリストの梅崎義人らのインタビュー、それに対して、「The Cove」の監督ルイ・シヨホスとそこの企画者でイルカ解放運動家のリック・オバリーのインタビュー、そして米国での取材によって、米国が反捕鯨であることの背景を追及する構成になっている。手持ちでビデオ撮影をしているカ所が多く、画面は必ずしも見やすくはない。また、主張の骨格には、梅崎の著書「クジラと陰謀 食文化戦争の知られざる内幕」（ABC出版1986）が色濃く投影されているように感じた。これは、筆者からみると、イルカ漁告発映画である「The Cove」のタイトルを拝借しつつも、内容的には日本の捕鯨（イルカ漁ではなく）が米国から人種差別を含む意味合いで叩かれていることを問題視する内容になっている。確かに、「太地町の捕鯨関係者」は何人も登場するのだが、イルカ漁師は1人も登場しない。

一方佐々木は、ニューヨーク在住歴が30年に及ぶジャーナリストで、「The Cove」がアカデミー賞を受賞し、その内容を知って、「なぜ日本人は反論しないのだろう」という疑問から取り組むことを思い立ったという。そのため、彼女の取材は2010年から始まり、当時太地町に滞在して監視と映像発信を行っていたシーシェパードのスコット・ウェストラを追い、イルカ漁の船に乗船を許されて捕獲の現場も撮り、イルカ漁師たちの声を丁寧に拾い上げている。その後取材は2014年に再開され、元AP通信記者で太地町に移り住み博士論文をまとめようとしているアメリカ人、ジェイ・アラバスター（在日本歴10年）を軸に

したイルカ漁師や太地町民との関わり合いの映像を加え、日本で1990年代半ばからイルカ保護運動に取り組んでいる倉澤七生（イルカ&クジラ・アクションネットワーク）のインタビューも取り上げている。

そして、劇場公開に先だって、太地町の海岸で町民を対象とした上映会も行った。「The Cove」に悪人面で登場させられたイルカ漁師たちが、佐々木らのビデオカメラの前で落ち着いて自分の仕事に対する考えを語り、和やかに談笑する映像、神社の祭礼風景にも時間を割いている。筆者から見ると、太地町のいるか漁業にかかわる人々にとっては、この映画は、それなりに溜飲を下げられる出来になったのではないかと思える。

副題どおりに「ふたつの正義」を慎重に両論併記しようとした印象がある。また佐々木本人がいくつものインタビューで繰り返し述べているように、彼女の描く構図では、「グローバルとローカルの問題」と捉えられているようだ。

しかし、「ふたつの正義」「グローバルとローカルの問題」と捉えたことによって、筆者が本稿で存在を指摘した「中央と地方（調査捕鯨とイルカ漁）」の利害関係がまったく語られずに終わっている。

これは、この映画がクラウドファンディングによって制作費用を賄うことになった時点で、こうならざるを得なかったのではないかと筆者は考える。同映画のパンフレットに掲載されている、佐々木監督のインタビューと、『『おクジラさま』クラウドファンディング秘話』からその理由が見えてくる。まず、2015年4月から4ヵ月間で目標額1500万円を集めねばならないのだが、そのファンディング開始を伝える朝日の英文記事が、シーシェパードのポール・ワトソンの目にとまり、「プロパガンダ映画監督、佐々木芽生へ」とfacebook上で個人攻撃を受けたという。佐々木はこれにくじけたというが、「そのおかげで応援してくれる人が増えてクラウドファンディングも成功したので、今ではワトソンに感謝しています

（笑）」としている。また、ハフィントンポストが「この映画で、NYを追放される？ 日本人監督が挑む『捕鯨の真相』」と打ち出し、本人のショックとは裏腹に支援金がどっと集まったと書いている。さらには、集金の期限が10日後に迫りながらも目標金額到達が射程に入っていない中、産経新聞の7月13日付けの記事「クジラ映画制作の日本人女性監督を“攻撃”脅迫のメッセージも。『どんな妨害にも負けない』と意気込む監督」が火を付けたという。最終的には2325万円集まり、クラウドファンディングは成功した。

ここで注目すべきは、佐々木に資金カンパを行ったのは、反捕鯨活動に対する反感、つまり反反捕鯨の意識がきっかけになっていることである。お金を差し出した本人が意識しようとしまいと、だ。

筆者は、佐々木が2010年から取材していることを聞き及んでいて、2014年には先述した倉澤を紹介し、インタビュー撮影にも同席し、ほんの数分間、アラバスターとのやりとりを撮影された。しかし、反イルカ漁の「The Cove」に対する作品だから、筆者のようにもっぱら日新丸船団の調査捕鯨を調べている者は関係ない、と思い込んでいたため、知人から「Web公開された予告編^{viii)}におまえが写っている」と連絡を受けるまで佐々木の関心の範囲内だとは思っていなかった。前後して刊行された佐々木の同名書籍「おクジラさま」（集英社 2017）にそのときの発言^{ix)}が載ることは、事前に確認されたので知っていたのだが。

筆者は「おクジラさま」のなかで次のように述べている。「世論調査をすると日本人の7割は捕鯨に賛成する。でも食べない」（予告編にも収録）「自分は食べないけれどもどこかにクジラの肉が必要ながいて、外国人に『クジラは可愛いから殺すな』って言われるから自分は食べないけど捕鯨に賛成する」。

この後半は、同映画のパンフレットに寄稿した森達也が引用^{x)}して「ある意味でこの問題の本質だ」と分析した。

また、高額寄付者を対象にした、劇場公開前夜の上映レセプションでは、出席者2名から「あそこがいちばん腑に落ちた」と話しかけられた。いずれも「食べようとは思わないんだけど」「(クジラが)美味しいとは思わないんだけど」と異口同音に言った。

つまり「捕鯨支持というより、反反捕鯨なんだ」という気づきのきっかけになつたらしい。

8. 3 本同時上映して議論の機会を

筆者は2017年10月19日に太地町を訪れ、三軒一高町長と倉澤七生の面談に同席した際に、「立教大学での上映が中止のままだが」と、水を向けてみた。すると町長は「ああ、それはもう自由ですから」と返答した。“反論映画”が2本世に送り出されたことで余裕が生まれたと理解していいのかわからないが、2010年の上映中止要請から8年が経とうとしている。

本学なりに捉え直しの機会を設けてよい時期が来たのだと思う。

文献・資料

<文献>

Atsushi Ishii, Ayako Okubo An Alternative Explanation of Japan's Whaling Diplomacy in the Post-Moratorium Era. [Journal of International Wildlife Law and Policy, 10(1), (2007), 55-87] 10.1080/13880290701229911

佐久間淳子 2009 「『文化の対立』を問う——捕鯨問題の「二項対立」を超えて」『環境倫理学』（鬼頭秀一・福永真弓編著 東京大学出版 2009）pp.146-170
佐久間淳子 2011 「マスメディア報道が伝える『捕鯨物語』」『解体新書「捕鯨論争」（石井敦編著 新評論 2011）pp.148-199

遠藤愛子 2008 「変容する鯨類資源の利用と小規模沿岸捕鯨業：鯨肉フードシステムと多面的機能からの実証的分析」 2011 「変容する鯨類資源の利用実態 和歌山県太地町の小規模沿岸捕鯨業を事例として」『国立民族学博物館調査報告 97：237-267

(2011)』

海洋政策研究財団政策研究グループ

クジラコンプレックス：捕鯨裁判の勝者はだれか. [東京書籍, (2015)] 石井敦, 真田康弘
ISBN 978-4487809257

<資料>

漁業統計（海面漁業生産統計調査）

http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/index.html

水産物流通調査 <http://www.market.jafic.or.jp/suisan/>

貿易統計（日本 財務省）<http://www.customs.go.jp/toukei/srch/index.htm?M=03&P=0>

貿易統計（アイスランド）<http://www.statice.is/?PageID=1261&src=https://rannsokn.hagstofa.is/pxen/Dialog/varval.asp?ma=UTA02801%26ti=Export+by+HS%2DClassification+2013%2D2015%2C+chapters+1%2D24%26path=../Database/utanrikisverslun/uttollskra/%26lang=1%26units=Kilos>

貿易統計（ノルウェー）<https://www.ssb.no/statistikkbanken/selectvarval/Define.asp?subjectcode=&ProductId=&MainTable=UhmDvareLand&nvl=&PLanguage=1&nyTmpVar=true&CMSSubjectArea=utenriksokonomi&KortNavnWeb=muh&StatVariant=&checked=true>

一般財団法人 日本鯨類研究所 <http://www.icrwhale.org/>

日本小型捕鯨協会 <http://www.jstwa9.com/>（2014年12月で更新が止まっている。2017年12月30日閲覧）

水産庁報道資料 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/>
水産庁「捕鯨の部屋」<http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/index.html>

i) 国際捕鯨取締条約 外務省日本語訳 [www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S39\(1\)-0001_1.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S39(1)-0001_1.pdf)
第八条 1 この条約の規程にかかわらず、締約政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って時置く民のいずれかが科学的研究のために鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを認可する特別許可書をこれに与えることができる。（後

略)

2 前記の特別許可書に基づいて捕獲した鯨は、実行可能な限り加工し。また、取得金は許可を与えた政府の発給した指令書に従って処分しなければならない。

- ii) 水産業体質強化総合対策事業費補助金 www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01koso/kozo.html (2017年12月30日閲覧)
- iii) 「いわて大漁ナビ」 <http://www.suigi.pref.iwate.jp/> 2013年2月まで、日々のイルカの水揚げ・浜根が閲覧できたが、現在はイルカ肉の情報は非公開になっている。反捕鯨団体の「監視」を避けるために、非公開に切り替えたという。
- iv) 太地町立くじらの博物館、ドルフィンベエイス、

ドルフィンリポート。

- v) 「The Cove」日本語吹き替え・無料公開版 <http://dolphinfriends.jp/> (2017年12月30日閲覧)
- vi) 「ビハインド “The Cove”」公式サイト <http://behindthecove.com/> (2017年12月30日閲覧) DVDの他、ネット配信(有料)もなされている。
- vii) 「おクジラさま」公式サイト <http://okujirasama.com/> (2017年12月30日閲覧)
- viii) <https://www.youtube.com/watch?v=CLMFLkGC14c> 1分27秒過ぎから
- ix) 「おクジラさま」第七章もうひとつの視点 pp.231-248
- x) <http://okujirasama.com/#cont>